

平成28年1月1日～平成28年12月31日

事業計画書

公益財団法人 日本相撲協会

平成28年度事業計画

1. 目的及び事業

この法人は、太古より五穀豊穣を祈り執り行われた神事（祭事）を起源とし、我が国固有の国技である相撲道の伝統と秩序を維持し継承発展させるために、本場所及び巡業の開催、これを担う人材の育成、相撲道の指導・普及、相撲記録の保存及び活用、国際親善を行うと共に、これらに必要な施設を維持、管理運営し、もって相撲文化の振興と国民の心身の向上に寄与することを目的とし、その目的を達成するために、以下の3つの事業を行います。

《公益目的事業》

「相撲文化の普及振興」を事業の内容とし、相撲競技の公開、それを担う人材の育成、青少年・学生等への指導普及、相撲記録の保存及び活用を通じ、相撲文化の普及振興と国民の心身の向上を目指します。

《収益事業》

「貸館」「広告・物品販売」「一般外来診療」を事業の内容とし、収益の向上を目指します。

《その他の事業（相互扶助等）》

「協会員福利厚生」を事業の内容とし、協会関係者の福利厚生を行います。

2. 公益目的事業（相撲文化の普及振興）

（1）相撲競技の公開

① 本場所の開催

相撲の一般公開として、本場所を年6回（東京3回、大阪1回、名古屋1回、福岡1回）行います。本場所は、単なる競技スポーツやその興行ではなく、相撲が本来持つ伝統芸術や神事性等の文化的側面の振興を図るものであり、我が国の伝統的文化として重要な役割を果たす本協会の基幹事業と認識し、各国使節団や在日外交官等の相撲観覧には積極的に便宜を与え、諸外国との親善に寄与するとともに国技相撲の紹介に努めます。

平成28年の相撲競技の公開実施計画は、次の通りです。

場所	番附発表	初日	千秋楽	挙行場所
1月場所	平成27年 12月24日	1月10日	1月24日	国技館
3月場所	2月29日	3月13日	3月27日	エディオンアリーナ大阪
5月場所	4月25日	5月8日	5月22日	国技館
7月場所	6月27日	7月10日	7月24日	愛知県体育館
9月場所	8月29日	9月11日	9月25日	国技館
11月場所	10月31日	11月13日	11月27日	福岡国際センター

公益財団法人として、収益構造の改善に努めます。インターネット販売の強化による販売網の拡大や団体販売の強化等、入場券の販売促進と業務の効率化を計ります。

②巡業の開催

- イ) 本場所開催地以外の地方を巡回し、相撲の公開を行い、相撲文化の普及振興を行ります。
- ロ) 海外での興行として、日本国と公演国の友好親善と文化交流に貢献することを目的とし、海外公演や海外巡業の交渉を進めてまいります。

③その他

- イ) 明治神宮、伊勢神宮、靖国神社、熱田神宮等にて、奉納相撲及び横綱土俵入りを行います。
- ロ) 特別興行として、平成28年2月7日（日）にフジテレビ主催の「日本大相撲トーナメント」を行います。

ハ) NHK厚生文化事業団が主催する福祉大相撲は、平成28年2月11日（木・祝）に開催されます。当協会は、NHKの要請に基づき例年通り、全面的に協力していきます。

(2) 人材の育成

相撲は単なる競技スポーツではなく、神事や様式美等、総合文化芸術の側面を有しています。相撲道の伝統と文化を維持するための人材の育成が極めて重要であり、人材育成を相撲事業の一環として注力してまいります。

- ①力士の育成
- ②行司の育成
- ③呼出の育成
- ④床山の育成
- ⑤相撲教習所の維持運営

(3) 指導普及活動

青少年や学生等に対し相撲競技等の指導普及活動を行い、もって相撲文化の振興と国民の心身の向上を図るため、下記の業務を行います。

- ① 相撲大会の後援・協賛等
 - イ) 全国中学校相撲選手権大会の後援
 - ロ) わんぱく相撲の指導
 - ハ) 少年相撲教室の後援
 - 二) 全国都道府県中学生相撲選手権大会の協賛
 - ホ) 一般相撲指導者の相撲研修の実施
-
- ② 「相撲健康体操」の指導普及

(4) 相撲記録の保存及び活用

相撲文化の広報・普及のため、情報提供・発信、相撲競技等記録の制作保存などの活動を行います。

- ① 広報活動
 - 記者発表やニュース・リリースなどによるマスコミへの情報提供に務め、外部への広報機能向上を図ります。
- ② 記録映像の撮影・保存
 - 保存映像の高画質化を進め、記録映像を有効に活用し相撲の普及に努めます。

③ 相撲博物館の活動

資料の収集、展示活動とともに、所蔵資料の整理修復に努め、文化財産として永く維持していきます。

(5) 「故意による無気力相撲」への対応

相撲競技監察委員会を中心に、引き続き、再発防止策を確実かつ継続して実施していきます。具体的には、①支度部屋や携帯電話の取扱いに関する規則・規律の強化、②相撲競技監察委員による監察体制の強化を行います。

3. 収益事業

(1) 貸館事業

公益目的事業である相撲競技の公開のため、国技館を東京本場所の3回の興行で使用し、それ以外の時期は支障のない範囲で、催し物等の会場として一般事業会社等へ、原則有料で貸し出しを行います。

(2) 広告・物品販売事業

協会公式グッズの販売を充実させ、相撲ファン層拡大に務めます。

また、大相撲の英文および和文の小冊子を刷新し販売を行い、国内外に周知を計ります。

(3) 一般外来診療事業

国技館内に設置されている相撲診療所において、一般外来の診療を行います。

4. その他の事業（協会員福利厚生事業）

(1) 相撲診療所は、年寄・力士・行司等の協会員及び職員とその家族の福利厚生のため無料での診療、定期健康診断を行います。

(2) 力士等の業務上の傷病に対して、その治療費のうち個人負担分（30%）を除いた部分を本協会が負担します。

(3) 職域毎に設けられた親睦団体）に対して助成金を支給します。

5. 法人の運営・管理

- (1) 維持員制度の主旨に賛同していただける法人あるいは個人の方々を募り、寄付金収入の増加に努めます。,
- (2) 横綱審議委員会を各本場所の千秋楽の翌日に開催し、横綱昇進に関する適正を期します。
- (3) 老朽化している国技館を維持・経営するため、将来の全面建て替えを踏まえた国技館基本設備等改修工事を引き続き行います。
- (4) 危機管理委員会の業務
 - ①「危機管理委員会」において、これまで以上に不祥事に対する予防、発生した不祥事に対する適宜・適切な対応および再発防止を行い、危機管理体制の強化に努めます。
 - ②「暴力団等排除宣言」を厳守することや、施行された「暴力団排除条例」を確実に実行し、暴力団排除の気運をより高めるとともに、「相撲競技観戦契約約款」に基づき、引き続き、反社会的勢力の排除活動を推進していきます。